

個人データ保護法（PDPL）の施行と Decree 356 企業の実務対応と留意点

2026年5月15日

One Asia Lawyers ベトナム事務所

I. はじめに

2026年1月1日、個人データ保護法（Law No.91/2025/QH15、以下「PDPL」）および、その細則を定める政令（Decree No.356/2025/ND-CP、以下「Decree 356」）が施行されました。これらの法令は、従来の政令（Decree No.13/2023/ND-CP、（以下「PDPD」）に代わるものであり、その内容を拡充することで、原則ベースの体制から、より体系化され執行力を伴うコンプライアンス体制への移行を意味しています。

2026年3月には、サイバーセキュリティおよび個人データ保護の分野における違反行為への制裁を定める政令案が、パブリックコメント募集のために公表されています。あわせて、PDPL および Decree 356 に基づく変更に対応するかたちで、個人データ保護に関する手続の取扱いについて詳細な規則を定める決定（Decision No.778/QD-BCA、以下「Decision 778」）が公布されました。

本稿では、Decree 356 が定めるガイドラインの内容とその実務上の影響を中心に解説します。PDPL については、過去のニュースレター『<[ベトナム初の個人データ保護法の制定について](#)>¹』を参照してください。

II. Decree 356 の施行に伴う実務上の主な変更点

1. 同意要件²

PDPL の下では、個人データの移転、採用応募者データの処理・保存、信用情報の利用、広告目的での利用、ウェブサイトやアプリ上の行動履歴の取得（広告配信のためのもの）等のさまざまな場面において、データ主体の同意の取得が求められます。Decree 356 は、この同意について、明示的であることに加え、その取得を客観的に確認できる形で行うことを求めています。

したがって、多くの企業が採用してきたオプトアウト方式（本人が明示的に拒否しない限り同意したものとみなす、黙示的同意に依拠する仕組み）は、Decree 356 の下では認められません。

また、同意は、後日その取得を証明できる以下のいずれかの方法により取得しなければなりません。

- 書面による同意
- 録音された通話による同意
- 携帯電話のテキストメッセージによる同意
- 電子メール、ウェブサイト、プラットフォーム、アプリケーション等による同意
- 電子フォームその他、印刷または書面化して内容を確認できる方法による同意

実務上の対応としては、データ主体からの同意取得の方法が現行法に適合しているかを改めて確認することが推奨されます。

¹ [ベトナム初の個人データ保護法の制定について](#) | One Asia Lawyers

² Decree 356 第6条

2. データ保護責任者（DPO）の指名義務と要件

PDPL は、個人データを取り扱う企業に対しデータ保護責任者（以下「DPO」）の指名を求める一方で、DPO やデータ保護部門の要件・責任については定めていませんでした。これに対し、Decree 356 は、DPO の要件、責任および指名手続等を具体化しています。

例えば、DPO の指名にあたっては、その職務、権限その他の要件を明確にした、企業による正式な任命決定書の発行が必要となります。この任命決定書は、DPO の業務を第三者に委託する場合にも必要です。

また、DPO に指名される者は、以下の要件を満たさなければならないとされています。

- (a) 短期大学卒業以上の学歴を有すること
- (b) 法務、情報技術、サイバーセキュリティ、データセキュリティ、リスク管理、コンプライアンス管理、人事管理または組織運営のいずれかの分野を修了し、2 年以上の実務経験を有すること
- (c) 個人データ保護に関する法的知識および専門技能についての研修を受けていること

このうち(c)の要件については、これを満たす研修内容に関するガイドラインが現時点で存在しません。もっとも、所管当局であるサイバーセキュリティ・ハイテク犯罪防止局（以下「A05」）は、個人データ保護に関する研修を受講済みであることの認定資料として、修了証書の提出を求めています。そのため実務上は、DPO に指名される者が、A05 と提携する研修機関または A05 が主催する研修に参加し、修了証書を取得しておくことが推奨されます。

以上を踏まえ、企業には、次の対応が求められます。

- 上記の要件を満たす者を DPO に指名すること
- DPO の指名手続が適切に履践されているかを確認し、不足がある場合には補完すること

3. データ主体の権利の行使³

データ主体から次の請求がなされた場合、データ管理者（Data Controller）またはデータ処理者（Data Processor）は、それぞれ所定の期限内に当該請求に対応しなければならないとされています。

- (1) 処理の制限に関する請求、同意の撤回または異議申立てへの対応：請求または申立ての受領後 15 日以内
- (2) アクセス、訂正またはデータ提供に関する請求：請求の受領後 10 日以内
- (3) 個人データの削除に関する請求：請求の受領後 20 日以内
- (4) 保護措置に関する請求：請求の受領後 15 日以内に、適切な保護措置を講じる
- (5) その他の請求への対応：請求の受領後 2 営業日以内

なお、上記について対応期間の延長が必要な場合は、事前にデータ主体へ理由を通知することにより、上記(1)から(5)の各期間につき 1 回に限り延長することができます。

³ Decree 356 第 5 条

PDPL では、すべての請求を一律に受領後 72 時間以内に処理することが求められており、期限はより厳格でした。Decree 356 では請求の種類ごとに期限が細分化され、実務上、一定の柔軟性が認められています。

4. 小規模企業またはスタートアップ企業に対する免除⁴

PDPL は、中小企業およびスタートアップ企業が DPO の指名ならびに個人データ処理影響評価書（以下「DPIA」）の義務を免除されるための要件をいくつか定めていますが、Decree 356 はこれらの企業に対する要件を補足しています。具体的には、Decree 356 の下では、これらの企業が以下の 3 要件をすべて満たす場合に限り免除されるとされています。

- 個人データの処理業務を行っていないこと
- 機微な個人データを直接処理していないこと
- 処理の対象となるデータ主体の累計数が 10 万人に達していないこと

企業に求められる対応として、DPO の指名および DPIA の免除対象に該当するか否かを検討するにあたって、従来の資本金・売上高・従業員数に関する基準に加え、上記 3 要件への該当性についても個別に確認することが求められます。

5. 個人データの移転メカニズム⁵

Decree 356 は、従来の政令のように関連規定を各所に分散させるのではなく、個人データの移転に関する規律を専用の条項（第 7 条）に集約しています。これにより、データ移転に関する要件がより明確かつ体系的に整理されています。

具体的には、データ移転にあたっては、主に以下の要件を満たす必要があります。

- 所定の事項を網羅したデータ移転契約を締結すること
- 機微な個人データを移転する際は、適切なセキュリティ対策を講じること
- グループ内での移転であっても、第三者への不正な開示を防止するため、内部統制手続および安全管理措置の対象とすること
- 有償の移転や正当な利益に基づく移転については、追加の条件が適用されること

6. 越境移転影響評価（CTIA）および個人データ処理影響評価（DPIA）

Decree 356 は、DPIA および越境移転影響評価書（以下「CTIA」）に関する報告書の提出について、大幅な変更を導入しており、主な変更点は以下のとおりです。

- 15 日間の審査期限：当局は、有効な申請書類を受領してから 15 日以内に、正式な適合決定を行わなければならない。
- 30 日間の是正期間：提出者は、不備のある書類を修正するために最大 30 日間の期間を付与されるが、これに従わない場合には行政処分の対象となり得る。
- 新しい様式およびプロセスフローの要件：新しい様式では、特にプロセスフローの記載を含め、従来より多くの事項の記載が求められる。また、CTIA/DPIA の内容を更新するための手続も変更された。

III. おわりに

執行や罰則に関して依然として不確実性が残りますが、本稿で紹介した Decree 365 によって対応事項が明確化された内容について、外資系企業としては、コンプライアンス体制を強化するため、早期かつ積極的に対応を進めることが推奨されます。

⁴ Decree 356 第 41 条

⁵ Decree 356 第 7 条

規制環境が目まぐるしく変化するなかで、法務・業務の両面のリスクを軽減するため、また、自社のコンプライアンス対応を適時に見直し、潜在的なリスクを回避するためにも、今後の規制動向、とりわけ制裁および執行に関する規制の整備状況を引き続き注視が必要です。


◆ One Asia Lawyers ◆

One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者紹介 > 本記事に関するご照会は以下までお願いいたします。

	<p>松谷亮 One Asia Lawyers ベトナム事務所代表 弁護士</p>
	<p>日系大手の IT 企業及び化学・電子部品メーカーにて社内弁護士として約 6 年間勤務した後、2019 年よりベトナム法担当として弁護士法人 One Asia に入所、在ホーチミンの英系法律事務所での出向・勤務を経て、2021 年より One Asia Lawyers Vietnam Co., Ltd の代表弁護士へ就任、ホーチミン市在住。ベトナムを中心とするクロスボーダー M&A、企業法務・コーポレートガバナンス、労務・コンプライアンス、不正調査、紛争対応を主要取扱分野とし、職務経験のある IT・製造業の法務案件の他、幅広い業種のクライアントへの対応経験を有する。日本企業によるベトナム進出、買収、合弁、組織再編、子会社管理案件に多数関与するほか、近時は、ベトナム上場会社ガバナンス、個人データ保護法（PDPL）対応、内部不正対応案件にも注力している。</p> <p>ryo.matsutani@oneasia.legal</p>



楳 矩輝

One Asia Lawyers ベトナム事務所 アソシエイト

企業法務部において、労働者派遣事業をはじめ、行政機関との連携によるBPO事業、カーボンクレジット関連事業、サイバーセキュリティ関連事業、ならびに障害者アーティスト等の就業支援事業に関与し、各事業に関する法務業務を中心に行ってきた。また、社内におけるAI導入プロジェクトへの対応、アーティストの著作権に関する法的検討、ならびに個人情報保護法に基づく社内体制構築にも携わり、デジタル・クリエイティブ分野を含む幅広い法務実務の経験を活かし、ベトナムベトナムにおける企業への法的助言を行い、日本とベトナムの発展に貢献することを目標に活動する。

noriki.yuzuriha@oneasia.legal

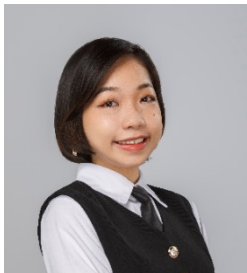


[Huynh Thi Thanh Lam](#)

One Asia Lawyers Vietnam Co., Ltd /アソシエイト

Lam は M&A、投資・企業法、労働法、データプライバシー、ライセンスコンプライアンスを専門としており、多様な業界にわたるクロスボーダーおよび国内の M&A 取引に携わり、ベトナムおよび国際的なクライアントに包括的なリーガルサービスを提供してきた。M&A 取引、投資・企業法務、労働・雇用問題、データプライバシーコンプライアンス、ライセンス問題、規制手続き支援などの主要分野で法的サポートを提供している。

lam.huynh@oneasia.legal



[Ho Lac Vu Uyen](#)

One Asia Lawyers Vietnam Co., Ltd/ジュニアアソシエイト

英語による業務にも対応し、法律およびビジネス双方の知識を兼ね備える。国内外企業の運営に関連するライセンス案件や各種法務を担当し、ベトナムにおける企業法務および投資分野に関してクライアントへ法的アドバイスを提供している。

uyen.ho@oneasia.legal